# 一般社団法人全国警備業協会関係

## 加盟会員専用　　お知らせ　（令和７年度No.７）

**下記のとおりのお知らせがありましたので参考にして下さい。**

別添１　最低賃金引上げに対応する中小企業・小規模事業者への支援策パンフレットの周知について

別添２　価格転嫁・取引適正化に関する今後の取組について

別添３　令和７年度第１回セキュリティ・プランナーミーティング（大阪）の 開催案内及び参加者募集の協力依頼について

別添１

全警協発第 158 号
令和 7 年 9 月 16 日

協会長　各位

（一社）全国警備業協会
専務理事　黒木　慶英

価格転嫁・取引適正化に関する今後の取組について（要請）

謹　啓
　貴協会におかれましては、平素から当協会運営につきまして格別のご支援を賜り厚く御礼申し上げます。
　さて、この度、みだしの件につきまして、警察庁生活安全局長から、別添文書のとおり協力依頼がございました。
　つきましては、業務ご多忙のところ恐縮に存じますが、管内加盟員各位に対し周知徹底下さいますようお願い申し上げます。
　なお、「警備業における適正取引推進等に向けた自主行動計画」につきましては、現在改訂作業を進めております。９月 18 日（木）の第３回理事会で承認された後、改めて管内加盟員各位へ周知いたします。

謹　白

警察庁丙生企発第81号
令 和 7 年 9 月 8 日

関係事業者団体代表者　殿

警 察 庁 生 活 安 全 局 長

価格転嫁・取引適正化に関する今後の取組について（要請）

平素より、警察行政の推進に御理解・御協力を賜り、誠にありがとうございます。

「賃上げこそが成長戦略の要」との考え方に立ち、賃上げの流れを中小企業等で働く方々まで、そして、取引の上流から下流まで広く行き渡らせるために、賃上げ原資確保の重要な要素である価格転嫁・取引適正化を進めることが重要です。また、サプライチェーンの隅々まで価格転嫁を浸透させせることは、サプライチェーン全体で利益を共有し、賃上げ・投資を促し、取引先により支えられている発注者自身の製品・サービスの競争力強化にも繋がるものです。

また、令和７年１月に開催された「価格転嫁、賃上げ等のチャレンジを進める中小企業を応援する車座」では、石破総理より、中小企業が価格転嫁できるような仕組み、あるいは、価格転嫁を阻害する商習慣の一掃に向けた各種の取組を、政府が各業界・企業と連携して進めるよう、指示がありました。

こうした点を踏まえ、貴団体におかれては、本要請文を会員企業の皆様に周知いただくとともに、特に下記の点について依頼いただきますよう、お願い申し上げます。

また、各団体から周知・依頼を受けた個々の企業におかれては、経営者・代表者、調達担当の幹部の方から、現場の調達担当の方々まで、本要請文の趣旨を周知・徹底いただくよう、特段の御配慮をお願い申し上げます。

記

**１．下請法・下請振興法の改正内容に関する加盟企業への周知**

令和７年５月１６日に「下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律」が成立し、５月２３日に公布されました。今後、下請法は中小受託取引適正化法（取適法）、下請振興法は受託中小企業振興法（振興法）が通称となります。両法は、令和８年１月１日に施行されるため、改正内容について早期に理解を深めていただくことが重要です。つきましては、（別紙）「下請法・下請振興法改正法について」に関して、加盟企業への周知をお願いいたします。

（中小受託取引適正化法のポイント）

○対象取引において、代金に関する協議に応じないことや、協議において必要な説明又は情報の提供をしないことによる、一方的な代金の額の決定の禁止

○対象取引において、手形払を禁止。また、支払期日までに代金相当額を得ることが困

難な支払手段も併せて禁止
○対象取引に、製造、販売等の目的物の引渡しに必要な運送の委託を追加
○従業員数３００人（役務提供委託等は１００人）の区分を新設し、適用基準を追加
○事業所管省庁の主務大臣に指導・助言権限を付与

（受託中小企業振興法のポイント）
○対象取引に、運送委託を追加
○資本金基準に加え、従業員数基準を適用基準に追加
○多段階の事業者の共同での振興事業計画作成が可能に
○国及び地方公共団体の責務規定の追加
○主務大臣に、より具体的措置をとるべきことを「勧奨」する権限を付与

## ２．自主行動計画や取引適正化ガイドラインの改正、商慣習の見直し、パートナーシップ構築宣言の推進

「取引適正化」及び「付加価値向上」に向けた自主行動計画を策定した業界及び既に取引適正化ガイドラインを策定している業界におかれましては、今般の法改正も踏まえまして、必要に応じて事業所管省庁とも相談しながら、その内容の見直しをお願いいたします。また、重ねてのお願いにはなりますが、価格転嫁を阻害する商慣習の一掃及び「パートナーシップ構築宣言」の推進などに向けて、引き続き、自主行動計画に基づく取組の充実や改善をお願いいたします。なお、未策定の業界におかれては、自主行動計画の策定について検討を行ってください。

（参考）内閣官房ホームページ
・下請適正取引等推進のためのガイドライン策定業種（21 種類）（令和 7 年 6 月時点）
https://www.kantei.go.jp/jp/singi/katsuryoku_kojyo/katsuryoku_kojyo_wg/dai8/siryou6.pdf
・取引適正化に向けた自主行動計画策定団体（30 業種 80 団体）（令和 7 年 6 月時点）
https://www.kantei.go.jp/jp/singi/katsuryoku_kojyo/katsuryoku_kojyo_wg/dai8/siryou7.pdf

## ３．警備、ビルメンテナンス、広告等の間接的な経費に関する価格交渉対象化の検討

企業への調査・ヒアリングを通じ、「近年の物価上昇を受けて、警備、ビルメンテンス、広告等の間接的な経費が上昇しているが、価格交渉において価格転嫁が認めてもらえない。」との声が多く寄せられており、政府においては、こうした間接経費についても価格交渉の対象とするか検討するよう各業界に要請しています。すでに、エネルギー価格や労務費の転嫁については、重ねてのお願いを申し上げているところですが、貴団体におかれましても、こうした間接経費について、取引実態等に照らし、会員企業において価格転嫁・交渉の対象とするかの検討をお願いいたします。

（別紙）

事業者の皆様

下請法・下請振興法改正の内容について

公正取引委員会

中小企業庁

令和７年７月 18 日

平素よりお世話になっております。

今般の通常国会におきまして、令和７年５月 16 日に下請法・下請振興法改正法が成立し、令和８年１月１日から施行されます。改正後は中小受託取引適正化法・受託中小企業振興法と名称が変更となるとともに、新たな措置が講じられることとなります。

つきましては、法改正のポイントにつき、別添のパンフレットを御参照いただき、理解を深めていただければ幸いです。

なお、今後、事業所管省庁や都道府県ごとの説明会も開催していく予定ですので御参加いただければ幸いです。詳細については、決まり次第、公正取引委員会・中小企業庁ホームページでお知らせいたします。

●中小受託取引適正化法ガイドブック●

# 「下請法」は「取適法」へ

～知っておきたい制度改正のポイント～

公正取引委員会
Japan Fair Trade Commission

中小企業庁

別添２

全警協発第 159 号
令和７年９月 16 日

協会長　各位

（一社）全国警備業協会
専務理事　黒木　慶英

最低賃金引上げに対応する中小企業・小規模事業者への支援策パンフレットの周知について

謹　啓
　貴協会におかれましては、平素から当協会運営につきまして格別のご支援を賜り厚く御礼申し上げます。
　さて、この度、みだしの件につきまして、警察庁生活安全局生活安全企画課長から、別添文書のとおり周知依頼がございました。
　つきましては、業務ご多忙のところ恐縮に存じますが、管内加盟員各位に対し周知徹底下さいますようお願い申し上げます。
　なお、警察庁の事務連絡文書には、関連資料へ遷移するリンクが貼り付けられていますが、データでの周知ができない加盟員向けに補足資料を添付しますので、ご活用ください。

謹　白

補足資料

１．業務改善助成金（厚生労働省）
https://www.mhlw.go.jp/content/11200000/001471309.pdf

２．ものづくり補助金（経済産業省）
https://www.chusho.meti.go.jp/koukai/yosan/r7/r6_mono.pdf

３．IT 導入補助金（経済産業省）
https://www.chusho.meti.go.jp/koukai/yosan/r7/r6_it.pdf

４．中小企業省力化投資補助金（一般型）（経済産業省）
https://www.chusho.meti.go.jp/koukai/yosan/r6/shoryokuka.pdf

詳細資料
「中小企業･小規模事業者の賃金向上推進５か年計画」の一環としての最低賃金の引上げ
に関する支援の拡充

https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/atarashii_sihonsyugi/saiteichingin/siryou.pdf

事　務　連　絡
令和７年９月 12 日

一般社団法人全国警備業協会会長　殿

警察庁生活安全局生活安全企画課長

最低賃金引上げに対応する中小企業・小規模事業者への支援策パンフレットの周知について

平素から警察業務各般にわたり御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。
さて、最低賃金について、令和７年９月５日までに、全ての都道府県の地方最低賃金審議会で答申が取りまとめられました。それらの結果、先月中央最低賃金審議会で取りまとめた目安６．０％を大幅に上回る６．３％、引上げ額は過去最大の 66 円となり、全国加重平均は 1,121 円となりました。

その上で、９月５日、石破内閣総理大臣からは、賃上げに努力いただいている中小企業・小規模事業者にきめ細かい支援を行うべく、各業界の所管省庁が一体となり、周知広報を徹底するとともに、国民の安心に向けた賃上げの環境整備に今後とも最大限努力する旨、ご発言がありました。

最低賃金の引上げへの対応については、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2025 年改訂版」及び「経済財政運営と改革の基本方針 2025」（いずれも令和７年６月 13 日閣議決定）に基づき、「中小企業・小規模事業者の賃金向上推進５か年計画」の中で、価格転嫁・取引適正化の徹底、生産性向上、事業承継・M＆Aを通じた経営基盤の強化などの施策を総動員することとしています。今般は、その一環として、関係省庁において、生産性向上の支援策が強化されました。

具体的には、最低賃金の引上げに対応する中小企業・小規模事業者に対し、当面の措置として、以下の助成金及び補助金について、対象の拡大、要件緩和等の措置を講じることとされています。

1. 業務改善助成金（厚生労働省）
2. ものづくり補助金（経済産業省）
3. IT 導入補助金（経済産業省）
4. 中小企業省力化投資補助金（一般型）（経済産業省）

詳細は、以下資料をご参照ください。
「中小企業･小規模事業者の賃金向上推進５か年計画」の一環としての最低賃金の引上げに関する支援の拡充

貴協会におかれましては、各都道府県警備業協会、各加盟員に対し、添付のパンフレットを周知していただき、中小企業・小規模事業者において、これらの支援策を活用していただくようにお願い申し上げます。

以　上

以下省略

別添３

全警協発第 161 号
令和 7 年 9 月 22 日

各都県警備業協会長　殿

（一社）全国警備業協会
専務理事　黒木　慶英

令和 7 年度第 1 回セキュリティ・プランナーミーティング（大阪）の
開催案内及び参加者募集の協力依頼について

謹啓
　時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。
　平素は、当会の運営につきまして、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
　さて、見出しの件につきまして、全警協認定資格のセキュリティ・プランナーは、都道府県警備業協会様のご協力を賜り、これまで 112 回の講習を開催し、その資格者数は 5,142 名（令和 7 年 3 月末）となりました。さらに平成 28 年度からは社会情勢の変化などを踏まえ、警備業の取り巻く現況やセキュリティに関する最新情報を提供し、かつ、資格者同士が交流する機会として「セキュリティ・プランナーミーティング」を開催してまいりました。
　このミーティングの趣旨は、資格者のスキルアップを支援し、各々の活動領域を広げ、ひいては資格制度の活性化を狙いとしています。
　つきましては、ご多忙のところ大変恐縮ではございますが、下記のとおりセキュリティ・プランナーミーティングを開催いたしますので、加盟会社に所属する資格者にご周知いただきますよう宜しくお願い申し上げます。

謹白

記

日　　時　令和 7 年 10 月 29 日（水）14 時 40 分から 20 時
場　　所　（一社）大阪府警備業協会　第 7 教室
　　　　　大阪府大阪市東成区中道 1-10-26 サクラ森之宮ビル 2 階
参加資格　セキュリティ・プランナー資格を取得されている方
内　　容　セミナー（3 時限）、意見交換会（2 時間）
　　　　　※セミナー1 部　応急手当のプロトコル　救命率向上に向けた評価と介入
　　　　　※セミナー2 部　質疑応答・ディスカッション
　　　　　※意見交換会は、森之宮駅周辺の飲食店を利用
参 加 費　4,400 円（税込、意見交換会費を含む）
定　　員　30 名（10 名に満たない場合は中止いたします）
申込方法　①　全警協ホームページ上段の「教育事業について」⇒「セキュリティ・プランナーミーティング」⇒「参加申し込み」から申し込みフォームにご入

力ください。【申込締切日：10 月 16 日（木）0 時まで】

② 【定員を超えた場合は抽選の上、当選された方】に招待状と参加費の払込取扱票を郵送いたします。

③ 払込み完了後、払込取扱票の受領証又は利用明細票の写しを招待状の裏面に貼付してください。

④ ミーティング当日は、招待状とセキュリティ・プランナー資格者証（写真付きカード）をご持参ください。

以上

本件問合せ先
事務局　山崎　克憲
電　話　03-3342-5823
e-mail　spsc@ajssa.or.jp